

# 三者会議実施要領

## 1 目的

この三者会議実施要領（以下「要領」という。）は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部（以下「県土整備部」という。）の発注する建設工事において、発注者並びに設計業務の受注者（以下「設計者」という。）及び工事の受注者（以下「施工者」という。）が、工事の施工上の課題や対応方法などに関する認識を共有するために実施する協議（以下「三者会議」という。なお、発注者、設計者及び施工者に専門工事業者（下請）や地質調査業務の受注者（以下「地質技術者」という。）を加えた会議についても「三者会議」に含む。）に必要となる事項を定めることにより、公共工事の適正な施工を確保することを目的とする。

## 2 対象工事

次のいずれかに該当する工事は、三者会議を実施するものとする。

- (1) 県土整備部が発注する設計金額5,000万円以上の土木工事で、次の①～④のいずれかに該当する工事（ただし、設計金額5,000万円未満の土木工事においても、発注機関の長が必要と認める場合には、実施するものとする）
  - ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
  - ②現場条件が特殊である工事
  - ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
  - ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事
- (2) 主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務（兼務届を受理した場合）し、かつ上記の(1)の①～④のいずれかに該当する工事

## 3 参加者

三者会議の参加者は、次のメンバー構成（発注者、設計者、施工者）を標準とする。

ただし、発注者は、協議内容に応じて、三者会議に必要と認めたその他の工事関係者を参加させることができるものとする。

地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させることとする。

また、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者（下請）の主任技術者を加えることとする。

- (1) 発注者は、総括監督員、主任監督員及び現場監督員とする。
- (2) 設計者は、対象工事に係る詳細設計業務等の管理技術者及び担当技術者とする。
- (3) 施工者は、現場代理人及び監理技術者又は主任技術者とする。

## 4 開催の時期等

三者会議の開催時期は、施工者が施工前に実施する設計図書の照査後とする。ただし、現場条件等に応じて、施工途中においても三者会議の開催が必要と発注者が認める場

合には、複数回開催できるものとする。

## 5 協議の内容等

三者会議の協議内容及び各者の役割は、次を標準とする。

なお、議題とする項目については、三者会議を円滑に進めるため、発注者が事前に調整を行うものとする。

- (1) 発注者は、議事進行を行うとともに事業の目的、関係機関との協議調整状況、現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。
- (2) 設計者は、設計業務の成果品により、設計意図及び施工上の留意点を説明し、設計成果に関する確認事項等について回答を行うとともに、議事録を作成する。
- (3) 施工者は、設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画等に関すること、新技術の提案等の説明を行う。
- (4) 地質技術者は、図面及び地質調査業務の成果品等から判断される施工時の留意点等について具体的なリスク等の説明を行う。

## 6 費用の負担

三者会議の開催に係る費用は、次を標準とする。

### (1) 設計者に対する費用

設計者に対する費用は、原則として、発注者が負担しなければならない。

なお、設計者への費用の支払い方法は、随意契約による支払いを標準とし、費用の積算方法は次による。

また、補助事業における支弁費目については、「測量及び試験費」とする。

#### ① 打合せ費用

主任技師 0.5 人／回、技師（A） 0.5 人／回を標準とする。

#### ② 旅費交通費

設計業務等標準積算基準書による。

#### ③ 間接費

その他原価及び一般管理費等を設計業務等標準積算基準書に基づき計上する。

### (2) 施工者に対する費用

工事打合せに含まれるため、別途計上しない。

### (3) 地質技術者に対する費用

「(1)設計者に対する費用」と同様に計上する。

### (4) 協議資料に対する費用

協議資料に対する費用は、原則として、各者がそれぞれの負担で作成しなければならない。ただし、設計者及び地質技術者の成果品の業務範囲を超える資料作成を依頼する場合を除くものとする。

## 7 留意事項

- (1) 発注者は、三者会議の開催日時、場所等を調整し、設計者及び施工者等へ通知する。
- (2) 施工者は、設計者等への確認事項等の協議の議題について、発注者に事前に提出し、発注者と事前に打合せしなければならない。
- (3) 発注者は、協議の議題等について、設計者等からの回答が必要となる場合には、開

催日の1週間前までに設計者等にその内容を伝えなければならない。

- (4) 三者会議の開催場所は、原則として、発注者の会議室とする。ただし、重要構造物の変更を伴う場合、現地状況と設計時との相違がある場合等、受発注者の協議により、工事現場で開催することができるものとする。
- (5) 発注者は、設計者が作成した議事録について、参加者間での情報共有を徹底する。

## **附則**

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

この要領は、平成30年5月1日から施行する。